

違反是正事例（事例5）

テーマ

＜ 特例認定の取消し 平成19年 ＞

（特例認定取消し・4項）

- 消防法第8条の2の3第1項により防火対象物定期点検の特例認定を受けている物品販売店舗において、火災が発生し、その後の立入検査で不備事項が指摘されたことから、行政手続法第13条第1項に基づく聴聞を行い違反処理した事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 用途 | 物品販売店舗（4）項 |
| (2) 構造・規模 | 耐火造 地上4階 地下1階
階段6系統（屋内避難階段4系統）
建築面積3,700 m ² 、延べ面積16,500 m ² |
| (3) 収容人員 | 2,500人 |
| (4) 消防用設備等 | 消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、
自動火災報知設備、非常警報設備（放送設備）、誘導灯 |
| (5) 特例認定 | 第1回 平成15年12月1日
第2回 平成18年12月1日 |

	物品販売店舗	4階
	物品販売店舗	3階
	物品販売店舗	2階
GL	物品販売店舗	1階
	物品販売店舗	B1

違反処理の概要

- (1) 平成19年3月3日18時15分頃、Xストア屋内Z階段の3階と4階との中間踊り場で、存置された物品が焼損したばや火災が発生した。
- (2) 翌日の平成19年3月4日、10時00分から12時00分まで、店長A（以下「A」という）を立会人とし、当該Xストアの特別立入検査（〇市火災予防査察規程、消防対象物で火災が発生したとき）を実施した結果、一部の屋内階段の3階から4階部分に商品等の物品が存置されていた違反事実を確認し、立入検査結果通知書で違反事実を指摘した。
- (3) 違反の状況
ア 店内売場及びバックヤード部分からの避難経路となるZ階段において、4階踊り場、4階踊り場から3階と4階との中間階踊り場へ降りる階段及び3階と4階との中間階踊り場部分に、避難の支障となるダンボール箱で梱包された商品が存置されていた。

- イ 点検基準（消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号及び第4号）に該当
- ウ 立入検査時の実況見分は、特例認定の取消しもあることを視野に入れ実施し、これを実況見分調書としてまとめた。
- エ 違反事実の認識及び違反に至った経緯について、店長及び防火管理者であるAに質問し質問調書として作成した（録取要旨は別紙参照）。

(4) 経過等

- ア 平成15年12月1日、防火対象物定期点検報告の特例認定
- イ 平成18年12月1日、防火対象物定期点検報告の特例認定更新
- ウ 平成19年2月21日、立入検査時は異常なし
- エ 平成19年3月3日、18時15分頃 火災発生
- オ 平成19年3月4日、特別立入検査及び実況見分の実施
- カ 平成19年4月5日、聴聞通知書
- キ 平成19年4月14日、聴聞実施（関係者欠席）
- ク 平成19年4月15日、聴聞報告書
- ケ 平成19年4月16日、認定取消通知書

(5) 聴聞の実施

- ア 平成19年4月5日付け所轄消防署長名で、株式会社Xストア代表取締役社長宛に配達証明郵便により聴聞通知書を交付し、聴聞日を平成19年4月14日とした。
- イ 平成19年4月9日、Aから、「認定取消しについては異存がないので聴聞会を欠席します」旨の電話連絡があった。

なお、聴聞会は、特例認定取消しについて意見を述べたり、質問等をする機会のあることを説明したが、欠席するとの回答であった。

- ウ 聴聞主催者をY消防署所管課長とし、聴聞当事者である関係者側欠席のもと予定どおり聴聞を行った。

(6) 認定取消し

平成19年4月16日、所轄消防署長は、聴聞の結果を受けてXストアに対して消防法第8条の2の3第6項第3号の規定に該当するため、同項の規定に基づき、認定取消通知書を交付した。

実況見分調書概要

1 Z階段について

Z階段は2階から4階までで、建物南側に位置し、各階ともバックヤード部分である業務用エレベーターホールに階段の出入口となる常時閉鎖式の防火戸が設置されている。

2 階段の出入口から階段室内部を見ると、段ボール箱等の商品が4階踊場、4階踊場から中間階へ降りる階段内には、踊場に1mから2mの高さで床面全体に置かれているのが認められる。

なお、正面奥の壁体が黒く煤けているのが認められる。

質問調書概要

Xストア店長A

1 私は、Xストアの防火管理者である。

2 火災の発生は、3階事務室にいた時に自動火災報知設備のベルが鳴り知りました。

自動火災報知設備の受信機がZ階段を表示していたので駆けつけたところ、踊場に置かれた段ボール箱から炎と煙が出ていたので、従業員に消火器と屋内消火栓設備を使っでの消火を指示した。事務所に戻り従業員に119番通報と管内放送により、お客の避難誘導をするように指示しました。

3 当該階段に商品が置かれていることを確認したのは平成19年2月28日頃でした。担当マネージャーに撤去するように指示をしましたが、その後の確認をしていませんでした。

4 今回火災が発生した階段は、避難経路となる階段であり、そこに商品を置いてあったことは店長で防火管理者である私の責任であります。今後このようなことがないように管理、監督を進めるよう努力します。

特別立入検査時の指摘事項

1 違反事実

店内売場及びバックヤード部分からの避難経路となるZ階段の4階踊場、4階踊場から3階と4階との中間階踊場へ降りる階段及び3階と4階との中間階踊場部分に、避難の支障となる段ボール箱で梱包された商品等の物品が存置されていたもの。

2 違反条項

消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号及び第4号

3 違反発生事由

4階店内売場からの避難経路の一つとして、誘導灯によりバックヤードにあるZ階段に避難の誘導をしているが、上記違反事実に記載のとおり当該階段内に避難の障害となる物品が存置されていた本違反事実を確認したもの。

(事例5) グループ検討

テーマ

〈 特例認定の取消し 〉

1. 火災後の立入検査体制について

火災後の特別立入検査について、各消防本部における規程等による位置づけ、実施している対応等について意見交換して下さい。また、本事案の対応について検討してください。

2. 査察計画の見直しについて

本事案では、特例認定時の検査では、問題がなかったようですが、火災後の立入検査における指摘事項を踏まえて、特例認定時の検査方法、着眼点、今後の当該対象物に対する査察計画等に対する考え方について検討してください。

3. 特例認定の取消要件について

火災の発生は、特例認定の取消の要件となりますか。

特例認定の取消し手続きを実施する要件について、検討してください。

4. 行政手続法の取扱いについて

行政手続法による不利益処分の場合の手続きについて、聴聞と弁明の相違を整理してください。

また、各消防本部では聴聞主催者に誰を指定することとなっているか確認してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

参考：「消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について」

(平成14年11月29日消防安第117号)

(参考)違反処理標準マニュアルの補足事項

記載例1「聴聞開催の通知書」

〇〇第〇〇号
〇年〇月〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇〇〇〇 印

聴 聞 通 知 書

行政手続法第15条第1項の規定に基づき、あなたに対する下記事実を原因とする不利益処分に係る聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

聴聞の件名	消防法第8条の2の3第1項による認定(以下「特例認定」という。)の取消し
予定される不利益処分の内容	特例認定の取消し
根拠となる法令の条項	消防法第8条の2の3第6項
不利益処分の原因となる事実	別紙1「不利益処分の原因となる消防法令違反事実について」のとおり
聴聞の期日	〇年〇月〇日(〇)午前〇時〇分から
聴聞の場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇消防署会議室
聴聞に関する事務を所掌する組織名称・所在及び聴聞主宰者	(組織名称) 〇〇消防署〇〇課 (所在) 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (聴聞主宰者) 〇〇〇〇

- 教示 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞への出頭に代えて処分に対する陳述書及び証拠書類等を聴聞期日までに聴聞主宰者へ提出することができます。
- 3 あなたは、聴聞が終結するまでの間、処分の原因となる事実を証する資料(「処分の原因となる事実の認定資料目録」)の閲覧を行政庁に求めることができます。